

くらしの疑問?

～テスト室への問い合わせから～

道立消費生活センターの商品テストグループには、道民の皆さんからテスト依頼が年間400件以上(技術的な問い合わせも含む)、寄せられます。その中からくらしに身近な話題を紹介します。



衣類に毛玉。リュックのせい?

Q. リュックを毎日使用していたところ、衣類に次々と毛玉が発生しました。リュック背面についているラベルが原因かと思いい、取り外したところ問題は発生しなくなりました。製品に問題があるのでしょうか?



リュックとラベル



毛羽立ったズボン

ラベルにざらつき

A. ラベルの切り口をさわってみると、ざらつきが感じられました。実体顕微鏡で拡大観察したところ、ヒートカット(熱により繊維を溶かして切り口を固め、ほつれを抑える方法)による硬化、凹凸が認められました。

苦情品のズボンの裾裏で、当該ラベルをこすったところ、20回で毛羽立ちが再現できたことから、ラベルの切り口が連続的に衣類に当たり、毛羽立ち、毛玉を発生させたと推定されました。

メーカーに申し入れたところ、ラベルの位置の改善を検討するとの回答を得ました。相談者には衣類の賠償金が支払われました。

加湿器使用で白い粉

Q. インターネットで超音波式の加湿器を購入しました。使用してから間もなく、部屋にある家具などの上に白い粉があることに気がつきました。メーカーに苦情を申し入れたところ、それは水道水に含まれる残留物で問題はなく、もし嫌なら蒸留水を使ってくださいと言われました。

メーカーの表示不足

A. 超音波式の見える湯気は水蒸気ではなく、水の粒子を超音波で小さくして浮遊させたものです。そのため水道水に含まれるカルシウムやマグネシウムなどが白い粉として発生する場合があります。インターネットの表示事項を確認したところ、白い粉の説明はなく、メーカーに問い合わせたところ表示不足もあり、今回は購入金額を返金するとの回答を得ました。

<加湿器の主な方式と特性>

	湯気(水蒸気)		白い粉 (残留物)	電気代	手入れ
	可視	温度			
加熱式	見える	熱い	なし	高い	不要
気化式	見えない	冷たい	なし	安い	要
超音波式	見える	冷たい	あり	安い	不要

※最近のハイブリッド方式は上記の2方式以上を組み合わせた商品
※手入れとは、フィルターのおそうじや交換

眼鏡チェーンでかゆみ

Q. 購入した眼鏡チェーンを使用していたところ、皮膚が赤くなり、かゆみが出てきまし

た。眼鏡チェーンはもともと銀色でしたが、赤茶色に変色してきました。何か怪しい成分でも入っているのでしょうか。

メッキで皮膚障害

A. 苦情品にはスチールと表示してありました。調べてみると表面が銀色の部分からは銅とニッケル、表面が変色した部分からは銅のみが検出されました。また、チェーン内部（素地）からは鉄が検出されました。このことから表面のメッキがはがれたことが変色の原因で、赤みやかゆみは金属アレルギーを起こしやすいニッケルが肌に合わなかった可能性があると思われます。

メーカーに問い合わせたところ、表示内容を改善するとのことでした。

さびのついたやかん。使っても大丈夫？

Q. ホーローのやかんを使用しているうちに、内側の底にさびのようなものが付着しているのに気づきました。このまま使用していても大丈夫ですか。

鉄なので害はなし

A. 観察の結果、ホーローの表面のガラス質にキズがついたことにより、素地の鉄がさびたものでした。鉄自体は体に害はありません。

調べてほしいことは ありませんか？

上記の事柄以外にも食品の塩分量や成分検査、電気製品の消費電力量や繊維の染色堅ろう度のテストなども可能です。ご希望の方は商品テストグループへお問い合わせください（相談専用電話050・7505・0999）。

なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担いただいています。



そば粉2割で、そばなのか？

Q. チラシを見ていたら、干しそばに「そば粉2割」と書いてありました。そば粉が2割で「そば」と表示してよいのでしょうか。



「そば」表示はOK

A. 干しそばの場合、そば粉の割合が30%未満の場合、そば粉の配合割合を表示することが義務づけられています。今回の場合、配合割合が表示してあるので問題ありません。

ちなみに原材料の表示は、原材料に占める割合が多いものから順に記載することになっているため、そば粉が最初に記載してあれば、おおよそ50%以上の配合割合であると推定されます。

形が違うのに同じ重さのカニ？

Q. 冷凍のカニを購入しようとしたところ、内容量の表示がすべて1個500gとなっていました。見たところ、形や大きさが違うと思うのですが、すべて500gというのはおかしいのではないかと。



重量表示は正確に

A. 該当商品の場合、計量法では個数や本数のみの表示でもよく、グラム（g）表示の義務はありません。しかし、グラム表示をした場合には正確に計量する必要があるため、実際の重量に大きな差があれば、店舗側は指導の対象になります。

<訂正とおわび>

「きらめっくNo.82」の「ロボット掃除機の性能」の中で、記載に誤りがありました。訂正しておわびします。

訂正箇所	誤	正
7ページ 右段9行目	「No.3の待機時の電気代…」	「No.2の待機時の電気代…」